

2018年4月13日

関係各位

野村ホールディングス株式会社  
コード番号8604  
東証・名証第一部

## 金融システムの安定に資する総損失吸収力(TLAC)規制について

本日、金融庁が公表した「金融システムの安定に資する総損失吸収力(TLAC)に係る枠組み整備の方針」の改訂において、野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)は、我が国の金融システムに与える影響が大きい金融機関として、TLAC(ティアラック)<sup>\*1</sup>規制(以下「本規制」)の対象に加えられることになりました。適用開始日は2021年3月31日の予定です。

2021年の本規制適用開始まで十分な準備期間があり、当社は、今後償還を迎える既存負債の一部を、順次TLAC適格商品<sup>\*2</sup>に置き替えること等により、本規制で定められた要件を遵守することが可能と考えています。

本規制は、万一金融機関が危機に陥った場合に、納税者負担によらずに金融・経済システムへのきわめて深刻な悪影響を回避する秩序ある処理を行うことを可能にするため、規制対象の金融機関に対して予め、損失を吸収するのに十分な資本等の確保等を求める国際的な規制の枠組みによるものです。従来、本邦G-SIBs(金融安定理事会<sup>\*3</sup>による選定を踏まえて金融庁がグローバルなシステム上重要な銀行として指定した金融機関)が適用対象とされていました。

本規制により当社は、TLAC適格商品を含む資本等について、2021年3月31日以降、原則リスクアセット<sup>\*4</sup>に対して16%、レバレッジエクスポージャー<sup>\*5</sup>の6%を最低限確保することが求められ、2024年3月31日以降は、それぞれ原則18%、6.75%が要求されます。

また、他の金融機関が当社のTLAC適格商品等を保有する場合には、原則、一定の保有規制が課されます。ただし、当社TLAC適格商品を国内基準行が保有する場合<sup>\*6</sup>には2019年3月31日以降10年間の経過措置が、また、TLAC適格商品と同順位の商品<sup>\*7</sup>を国際統一基準行および国内基準行が保有する場合<sup>\*8</sup>には2021年3月31日以降5年間の経過措置が、それぞれ設けられます。

本規制の詳細については以下のウェブサイトをご参照ください。なお、本規制は金融庁によるパブリックコメント等の手続きを経て導入される見込みです。

金融庁のホームページ: <https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180413.html>

当社作成資料: <http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/summary/data/20180413.pdf>

- ※<sup>1</sup> Total Loss-Absorbing Capacity(トータル・ロス・アブソーピング・キャパシティ)の略で、金融システムの安定に資する総損失吸収力を指します。
- ※<sup>2</sup> 金融庁が定めた、損失吸収力としての要件を満たす負債等
- ※<sup>3</sup> 金融システムの脆弱性への対応や金融システムの安定を担う当局間の協調のため、前身の金融安定化フォーラムを拡大する形で2009年に設立されました。2017年末時点で、主要25か国・地域の中央銀行、金融監督当局や主要な基準策定主体、IMF(国際通貨基金)、世界銀行、BIS(国際決済銀行)、OECD(経済協力開発機構)などの代表が参加しています。
- ※<sup>4</sup> 金融機関が保有する各種資産を、それぞれのリスク度合いに従ってウェイト付けして算出した金額
- ※<sup>5</sup> 与信額のことで、①オンバランス、②デリバティブ取引、③レポ取引等、④オフバランスの与信額合計として算出されます。
- ※<sup>6</sup> 2019年3月31日において保有し、その保有を継続しているものに限りします。
- ※<sup>7</sup> TLAC適格債務に該当しなくとも、日本の法制上、弁済順位が同順位の商品で、TLAC保有規制の対象となるもので、具体的には、野村ホールディングスの既発債や借入金該当します。
- ※<sup>8</sup> 2021年3月31日において保有し、その保有を継続しているものに限りします。

以上